

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成19年  
8月24日  
(金曜日)

## 目次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ..... 一

救急病院等の認定 (医務保険課) ..... 二

解除予定保安林 (防府市) (森林整備課) ..... 三

保安林の指定 (森林整備課) ..... 三

漁船損害等補償法第十二条第一項の規定による同意 (水産振興課) ..... 三

遊漁規則の変更認可 (水産振興課) ..... 三

道路の位置の指定 (三件) (建築指導課) ..... 四

公告

国土調査の成果の認証 (地域政策課) ..... 五

特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (県民生活課) ..... 五

家畜商講習会の開催 (流通企画室) ..... 五

土地改良区役員の出出 (農村整備課) ..... 六

公共測量の実施の終了 (監理課) ..... 六

開発行為に関する工事の完了 (建築指導課) ..... 七

### 山口県告示第四百二十七号



瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づき特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前

評価に関する事項を記載した書面は、平成十九年八月二十四日から同年九月十三日まで  
の間、山口県環境生活部環境政策課及び光市環境部環境政策課において公衆の縦覧に供  
する。

平成十九年八月二十四日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 シルトロニック・ジャパン株式会社  
住 所 東京都中央区八丁堀三丁目一 番一 二 号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 シルトロニック・ジャパン株式会社光工場  
所在地 光市大字島田三四三四番地
- 三 特定施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使用の方法
	能 力	工 事 着 手	工 事 完 成	
六三一水	五〇 (m <sup>3</sup> /分)	平成一九、一〇、一五	平成一九、一〇、三二	使用開始 年月日 平成一九、一〇、一五
備考	「六三一水」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第六十三号の金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。			

使用時間  
間隔  
連 続  
二 四 時 間  
変 動 無 し

山口県告示第四百二十八号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定によ

平成十九年八月二十四日

山口県知事 二井 関 成

り、次のとおり救急病院及び救急診療所を認定した。

No. 1 排 水 口	排 水 口	排 出 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m <sup>3</sup> )					
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	鉍油類 (mg/l)	窒素 (mg/l)	リン (mg/l)		
七・五	七・五	通 常	通 常	通 常	通 常	通 常	通 常	六 六 五 九	六 九 一 七
		最 大	最 大	最 大	最 大	最 大	最 大		

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

種 類	項 目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m <sup>3</sup> )
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
研 磨 排 水 処 理 施 設	処 理 前	通 常	通 常	二、九二八
	処 理 後	七・五	八・四	三、〇〇〇

(一) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	構 造	能 力 (m <sup>3</sup> /日)	処 理 の 方 式	間 隔 時 間	一 日 当 た り の 使 用 時 間	概 節 的 変 動 の 要 否	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮 遊 物 質 量 (mg/l)	窒 素 (mg/l)	リン (mg/l)	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m <sup>3</sup> )
六三―ホ	七・五	八・七	二	二五	一三	三六

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 汚水等の処理施設に関する事項

名 称	所 在 地	認定が効力を有する期限
救急病院及び救急診療所		
宇部協立病院	宇部市五十目山町一六番二二号	平成二二、八、一〇
宇部興産株式会社中央病院	大字西岐波七五〇	" "
医療法人聖比留会厚南セン トヒル病院	大字妻崎開作一〇八	" "
山口大学医学部附属病院	" 南小串一丁目一番一号	" "
医療法人社団康香会しげお か病院	萩市大字今古萩町三〇の一	" "
医療法人岸整形外科	周南市福川中市町一番二二号	" "

**山口県告示第四百二十九号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

平成十九年八月二十四日

山口県知事 二井 関 成

一 解除予定保安林の所在場所

防府市大字田島字山中上五一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び防府市産業振興部林務水産課に備え置いて縦覧に供する。）

**山口県告示第四百三十号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成十九年八月二十四日

山口県知事 二井 関 成

一 保安林の所在場所

美祿市豊田前町麻生上字岩ヶ迫三〇四、伊佐町伊佐字千把焚一八六六の三から一八六六の三五まで、一八六六の三七から一八六六の四七まで、一八六六の五〇美祿郡美東町大字大田字ヌタノ尾五二の七、大字絵堂字柳ヶ浴三 三〇七から三〇八まで、字柳ヶ浴四 三一一、三一二、字小倉山吉三一九の一、字イスカ台五二二の一、五二二の一六から五二二の一八まで、字笹目六八三、字大滝口六八四

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**山口県告示第四百三十一号**

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったと認めた。

平成十九年八月二十四日

山口県知事 二井 関 成

油谷町加入区 油谷町北西部加入 日置町加入区 通加入区

長門市加入区

**山口県告示第四百三十二号**

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定に基づき、遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

平成十九年八月二十四日

山口県知事 二井 関 成

- 一 漁業権者の名称及び住所  
佐波川漁業協同組合 防府市大字下右田九五六の一
- 二 漁業権の免許番号  
内共第七号
- 三 変更の内容  
禁止区域及び期間

魚種	変		区	域	期	間
	漁具、漁法	全漁法				
あゆ、なぎ、なやい、ます	あゆ、なぎ、なやい、ます	あゆ、なぎ、なやい、ます	佐波郡徳地町大字堀下庄方堰から上流同大字上庄方堰まで	防府市大字大崎佐野堰から下流J R山陽本線鉄橋まで	一月一日から十二月三十一日まで	九月二十日から十一月一日正午まで

魚種	変		区	域	期	間
	漁具、漁法	全漁法				
あゆ、なぎ、なやい、ます	あゆ、なぎ、なやい、ます	あゆ、なぎ、なやい、ます	山口市徳地堀下庄方堰から上流同市徳地堀出雲合橋上流端まで	防府市大字大崎佐野堰から下流J R山陽本線鉄橋まで	一月一日から十二月三十一日まで	九月二十日から十一月一日正午まで

四 変更後の遊漁規則の施行の日  
平成十九年八月二十五日

**山口県告示第四百三十三号**

建築基準法（昭和二十五年法律第一百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。  
その関係図面は、柳井土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成十九年八月二十四日

山口県知事 二井 関 成

地名及び番地	幅 (メートル) <sup>員</sup>	延 (メートル) <sup>長</sup>	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
熊毛郡平生町大字平生町字湊ノ内二〇の一、三、二〇の一、六及び二〇の一、一六地先	六・〇	四九・二	三一・五三

**山口県告示第四百三十四号**

建築基準法（昭和二十五年法律第一百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。  
その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。  
平成十九年八月二十四日

山口県知事 二井 関 成

地名及び番地	幅 (メートル) <sup>員</sup>	延 (メートル) <sup>長</sup>	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
光市光井四丁目一八三五の七	五・〇	二八・〇	一四六・一五

**山口県告示第四百三十五号**

建築基準法（昭和二十五年法律第一百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。  
その関係図面は、宇部土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。  
平成十九年八月二十四日

山口県知事 二井 関 成

地名及び番地	幅 (メートル) <sup>員</sup>	延 (メートル) <sup>長</sup>	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
--------	--------------------------	--------------------------	---------------------------

山陽小野田市大字小野田字二ノ山四六  
二〇一  
四・〇  
三三・〇  
一三八・〇〇



(四一七) 国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成十九年八月二十四日

山口県知事 二井 関 成

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
下関市	平成十七年五月十日から平成十九年三月二十二日まで	下関市地籍図 下関市地籍簿	長府逢坂町及び長府川端一丁目並びに長府川端二丁目及び長府野久留米町の各一部
"	平成十七年五月十日から平成十九年二月二十七日日まで	" "	菊川町大字上田部の一部
宇部市	平成十七年五月十三日から平成十九年三月五日日まで	宇部市地籍図 宇部市地籍簿	大字如意寺の一部
"	平成十七年五月十三日から平成十九年二月二十七日日まで	" "	大字東方倉の一部
美祢市	平成十七年五月十九日から平成十九年三月二十二日まで	美祢市地籍図 美祢市地籍簿	大嶺町東分の一部
周南市	平成十七年五月二十四日から平成十九年二月二十一日日まで	周南市地籍図 周南市地籍簿	大字鹿野下の一部
平生町	平成十六年四月二十三日から平成十九年三月五日日まで	平生町地籍図 平生町地籍簿	大字平生村の一部
美東町	平成十七年四月二十六日から平成十九年三月二十二日まで	美東町地籍図 美東町地籍簿	大字大田の一部

二 認証年月日

平成十九年八月二十四日

(四二八) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十九年十月九日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十九年八月二十四日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成十九年八月八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 下関明るい社会づくり運動推進協議会

代表者の氏名 江島 潔

主たる事務所の所在地 下関市貴船町三丁目四番一号

三 定款に記載された目的

下関市民に対して、市民活動団体等と連携を図りながら協力して、まちづくりの推進、環境の保全、国際協力、男女共同参画社会の形成の促進、子どもの健全育成等に関する事業を行い、もって豊かな下関づくりに寄与すること。

(四二九) 家畜商講習会の開催

家畜商法(昭和二十四年法律第二百八号)第四条の二第一項の規定により、家畜商講習会を次のとおり開催します。

平成十九年八月二十四日

山口県知事 二井 関 成

一 講習の対象となる者

家畜の取引の事業を営むため、家畜商の免許を受けようとする者

二 講習会の日時及び場所

(一) 日時 平成十九年十一月十三日(火曜日)及び同月十四日(水曜日)の午前九時から午後五時まで

(二) 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁農林水産部二号会議室

三 講習の科目及び時間

科 目	時 間
家畜の取引に関する法令	四
家畜の品種及び特徴	四
家畜の悪癖、機能障害及び疾病	六

四 受講の手続

講習を受けようとする者は、受講願書に家畜商講習会受講手数料三千四百七十円に相当する山口県収入証紙及び写真(縦三・五センチメートル、横二・五センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。)をはって、県内に居住する者にあつてはその者の住所地在を管轄する農林事務所の畜産部に、県外に居住する者にあつては山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一)山口県農林水産部流通企画室に提出すること。

五 受講願書の提出期限

平成十九年十月十九日(金曜日)

六 その他

この講習会の受講についての問合せは、山口県農林水産部流通企画室(電話〇八三一―九三三―三五五六)又は最寄りの農林事務所の畜産部にすること。

(四三〇) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成十九年八月二十四日

山口県知事 二井 関 成

一 就任した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏 名	住 所
美祢市西厚保土地改良区	理事	伊藤 貞勝	美祢市西厚保町原一三二六の一
"	"	林 常雄	" " " " 二〇四三
"	"	藤井 和夫	" " " " 四五〇

二 退任した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏 名	住 所
美祢市西厚保土地改良区	理事	伊藤 貞勝	美祢市西厚保町原一三二六の一
"	"	林 常雄	" " " " 二〇四三
"	"	藤井 和夫	" " " " 四五〇
"	"	藤岡 和文	西厚保町本郷一三四一
"	"	三輪 二郎	" " " " 三七六一
"	"	山根 政人	" " " " 一九〇五の二
"	"	伊藤 昌伸	" " " " 七七三
"	"	馬屋原真一	西厚保町原一〇一三の二

(四三一) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、宇部市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成十九年八月二十四日

山口県知事 二井 関 成

一 作業の種類

公共測量(出来形確認測量)

二 作業の地域

宇部市大字小串

三 作業の期間

平成十八年六月一日から平成十九年七月三十一日まで

(四三二) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十九年八月二十四日

山口県知事 二井 関 成

- 一 開発区域に含まれる地域の名称  
下松市東海岸通り
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
下松市大字西豊井一三四〇番地の三  
株式会社工コ口やまくち

平成十九年八月二十四日印刷  
發行

發行人所

山口県知事  
山口市

定價一箇月 金二千七百円(送料共)